

申込資格

★ 一般世帯向け申込資格

市営住宅に申し込まれる方は、次の(1)～(7)のすべての条件を満たす必要があります。

(1) 同居または同居しようとする3親等以内の親族がある方（同居親族要件）

- 夫婦・親子を中心とする2人以上の家族構成であること。
 - ・不自然な世帯分離・世帯合併での申し込みはできません。ここでの世帯とは、現在同居している家族全員をいいます。
 - ・ただし、以下の場合は、夫婦・親子以外の世帯でも申込みできます。
 - ① 申込者及び同居者が親世帯と別場所にて募集期間の末日現在一年以上継続して独立して生計を営んでいる場合（他世帯から扶養されていないこと）
 - ② 現在の世帯から除かれる方が、入院・施設入所等で入居できない場合。
 - ③ 申込み時に離婚が成立していない夫婦を分割する申込みで、①書類審査時までに離婚が成立する方、②住民票上1年以上別居しており、実質婚姻関係が破綻している方、③DV 被害者（大阪府各子ども家庭センター地域福祉担当、大阪市各区保健福祉センター地域保健福祉課、堺市各区役所地域福祉課等で証明の受けられる方）のいずれかに該当する場合。
- ※ 内縁関係にある方や婚約者、性的マイノリティでパートナーシップ関係にある方（以下、「パートナーシップ関係にある方」という）との申込みも可能です。
 - ・ただし、内縁関係の方は、申込みの時点で住民票に「妻（未届）」または「夫（未届）」という記載が確認できる場合に限りです。
 - ・婚約者との申込みの方は、書類審査時までに入籍されたことを証明できる書類が提出できない場合は入居できません。
 - ・パートナーシップ関係にある方は、その関係が大阪府が発行する「パートナーシップ宣誓書受領証」で確認できる場合に限りです。

(2) 収入基準に合う方

- 市営住宅は、法令等により収入基準が定められていますので、収入基準の範囲内であれば申込みできません。
- 一世帯で2人以上の収入がある場合は、収入基準に合うかどうかを確かめてくださ

い。（入居予定者全員の収入が対象です。アルバイトやパート等の方も含まれます。）

（３）独立の生計を営み、申込みの本人が和泉市内に住んでいるか、勤務をしている方

- 申込時点において、和泉市に住民登録をしていること、または和泉市内の事業所に勤務していること（書類審査時には事務所名・所在地が明記されている勤務証明書が必要）が条件です。
※すべての方において、住民登録をしているところと住んでいるところが同じであること（書類審査時は、住民票が必要）が条件です。

（４）家賃及び敷金を支払うことができる方

- ３月以上家賃の滞納が続きますと、裁判により強制退去となることがありますので、ご注意ください。
- 敷金は家賃の３ヶ月分です。

（５）滞納がないこと

- 現在または過去において市営住宅等に入居している（入居していた）者にあっては、申込み時に家賃、共益費及び駐車場使用料に未納がないことが申込みの条件です。

（６）暴力団員でないこと

- 申込者及び同居者が暴力団員でないこと。
暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。

（７）次のいずれか１項目以上に該当する住宅困窮者であること

- 危険な建物あるいは設備が不十分な賃貸住宅に住んでいる。
- 居住困難な同居、または間借りをしている。
- 正当な理由により立ち退き要求を受けている。（自己の責による場合は除く。）
- 通勤に不便である。
- 収入に比べ高額な家賃を払っている。
- その他特別な事情がある場合

※持ち家がある方は原則として申し込むことができません。

ただし、入居後１か月以内に家屋の所有権を市営住宅に入居される方以外に移転されるなど、処分を予定している場合は申込できます。

★ 車いす常用者向け住宅申込資格

次のすべての条件にあてはまり、かつ一般世帯向け申込資格のすべての条件を満たしている必要があります。

(1) 身体障がい者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方のいる世帯

(2) 下肢または体幹の機能障がいの程度が高い車いす常用者の方がいる世帯

※車いす常用者とは、室内及び室外において、常に車いすを使用している方をいいます。

※入居審査時に車いすを常用していることがわかる診断書等を提出していただきます。

※車いす常用者向の方が転出等により、車いす乗用車向け住宅に居住しなくなったとき、又は居住する必要がなくなったときは、自己負担により、他の市営住宅に移転していただく場合があります。